

## (仮称)新しい公共を創造する市民活動推進条例 素案たたき台 3

このたたき台は、検討会議が市長へ行う提言に向けての作業段階のもので、名称も含め内容が確定したものではありません。そのため、今後検討が進むにつれ、内容は変わっていきます

### 現在の検討段階

検討会議 7 (10/4) → ワークショップ 4 (10/21) → 部長会議 (11/6) → **ワークショップ 5 (11/18)** → 部会 (11/28) → 検討会議 8 (12/20) → 市長へ提言 (1月)

### 前文

**第 1 条：目的**

**第 2 条：用語の意義（定義）**

**第 3 条：基本理念**

**第 4 条：市民等の役割**

**第 5 条：事業者の役割**

**第 6 条：市の役割**

**第 7 条：相互の信頼関係**

**第 8 条：社会資源の活用等**

**第 9 条：協働の拠点**

**第 1 0 条：市の施策**

**第 1 1 条：協働事業**

**第 1 2 条：市の施策や計画等への提案**

**第 1 3 条：協働推進会議**

**第 1 4 条：委任**

**附 則**

【前文（委員提案のなかの一つで、例示です）】

私たちの日常のささやかな願いは、衣食住と健やかな暮らし、そして安全で快適な生活です。その生活の多くは、自動車や家庭電気製品などに依存し、商業・情報・エネルギーなど多様な産業や行政の活動によって支えられています。

しかし、今日では、生活の余りに多くをこれらに委ねてきたために、かえって私たちは、様々な不安とおそれを抱えるようになりました。

食品の安全性、高齢者介護や子育てサービスの確保、居住環境や地球環境の保全など挙げればきりのない問題に悩んでいます。みんなの悩み、みんなの問題は、「私」の領域を超えてもはや「公」の領域へと拡大しています。

大和市では、こうした問題に挑戦する市民や NPO の活動が、この 10 年急速に広がっています。

多くの市民・NPO が行政だけに任せてはおけないと考えています。委ねたことを自らの手に取り戻そう、自分たちで「公」の領域に取り組もうとし始めたのです。企業も、社有地の一部を市民活動に開放したり、ボランティア休暇をはじめると、市民活動に参加する例がでてきました。

「行政のみでなく市民・NPO そして企業もまた公共を担う時代」が来ています。

このように共に担う「公共」を「新しい公共」と呼びたいと思います。

「私たちの日常のささやかな願い」の実現に、「新しい公共」が深く関わっていることは、もはや明らかではないでしょうか。

市民・NPO そして企業が自分の所有する時間、知恵、資金、場所、情報などの資源を「社会に開く」ことで、その資源はみんなのものになります。これを「社会資源」とよびます。

行政は今日にいたるまで、もっぱら「公共」を占有してきました。しかし、いまや、行政もまた自らの資源を「開き」、「社会資源」の形成に「参加」することが求められています。

市民・NPO にとって「社会資源」は「新しい公共」を担う活動のエネルギーであり、望ましい未来を生み出す糧となるものです。

この条例は、市民、企業、そして行政が協働して「社会資源」を生みだし、「新しい公共」を担っていくための理念と仕組みを描き出すものです。

この条例を活用し、多くの市民の参加により、次世代に誇りをもって引き継げる未来の大和が実現できることを確信しています。

#### （目的）

第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の協働による市民活動を推進することにより新しい公共を創造するための基本理念、基本的事項を定め、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新しい公共 市民等、事業者及び市が、共に担う公共をいう。
- (2) 市民活動 市民及び事業者が行う自発的な活動で、次の各号に該当するものをいう。ただし、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。
  - イ 新しい公共に参加する意思のある活動
  - ロ 営利を目的としない活動
- (3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。
- (4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。
- (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。

(基本理念)

第3条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する(以下「協働の原則」という)。

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、市民活動を推進する。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、その自発性及び自己の責任に基づき、新しい公共を創造するための活動を行う。

2 市民団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、新しい公共に関する理解を深め積極的に社会資源を提供するよう努めるとともに、その社会的責任に基づき市民活動を推進する。

(市の役割)

第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、新しい公共を創造するための環境づくりを行う。

2 市は、大和市情報公開条例(平成13年大和市条例第 号)の主旨を踏まえ、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。

3 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。

(相互の信頼関係)

第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づき、対話し、交流し、学びあう。

(社会資源の活用等)

第8条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する

2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。

(協働の拠点)

第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実を図るための協働の拠点（以下「協働の拠点」という）を設置し、その充実に努める。

2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。

（市の施策）

第10条 市長は、次の各号に掲げる施策を推進する。

（1）市民活動の推進に関する施策の体系化を進めること

（2）施策の実施にあたり市民等との協働を進めること。

（3）市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。

（4）前条に定める協働の拠点が機能するために必要となる市の社会資源を提供すること。

（5）この条例に基づく施策の実施状況について、年に1回公表すること。

（6）前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。

（協働事業）

第11条 市長及び市民等は、協働の原則に基づき、公共サービスに関してお互いの提案により協力する事業（以下「協働事業」という）を行うことができる。

2 協働事業の実施にあたっては、市長と市民等は、当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。

3 協働事業を行おうとする市民等は、登録を行うことができる。

4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。

（市の施策や計画等への提案）

第12条 市民等は、市民活動の推進に関する市の施策や計画等に関する提案を、協働推進会議に対して行うことができる。

2 前項の提案があった場合は、協働推進会議は公開の場での協議を行ったうえで当該提案に関する意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。

3 市長は、前項の意見書の送付を受けた場合は、その内容を施策や計画等に反映する

よう検討しなければならない。

4 市長は、前項の検討結果に関する説明責任を負う。

(協働推進会議)

第13条 この条例の推進や運用に関する事項、その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。

2 協働推進会議は、原則公開とする。

3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。